

取手市立藤代小学校 いじめ防止基本方針(概要)

いじめとは

子どもと一定の人的関係にある者が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった子どもが心身の苦痛を感じているものをいう。

「取手市みんなのでいじめをなくすための条例」第2条第1項

いじめ防止への基本理念

「いじめはどの子供にも、どの学級や集団にも起こり得るものである」ということ、並びに「いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない」という共通認識のもと、いじめの未然防止、早期発見、適切な対応のための取組を行い、安全で安心な学校づくりを推進する。

未然防止

いじめは許しません

- ☆いじめ防止基本方針等の周知・広報
 - ・学校HP掲載/学年始めの説明
- ☆課題未然防止教育の計画的実施
 - ・年間活動計画に沿った実践
 - ・学級のルール作り、いじめ防止フォーラム
- ☆チーム指導を生かした学年・学級経営等の充実
 - ・多様性を認め互いを尊重する学級づくり
 - ・「いじめは決して許さない」人権教育推進
 - ・ともに学び合う関係性を重視した授業
 - ・道徳科の授業改善を通じた実践力の育成
- ☆学校行事や体験的活動等の充実
 - ・人権尊重、思いやりの心の育成
- ☆主体的な児童会活動の充実
- ☆仲間づくり、絆づくりを進める異学年交流、クラブ活動の充実
- ☆インターネットを通して行われるいじめに

対する対策

早期発見

これっいていじめ？

- ☆教師と児童の日常の関わりを重視
 - ※チーム指導の全学年実施
- ☆学校生活アンケートの計画的実施
 - ※結果の共有、個人面談の推進
- ☆2学期制の目的に沿った運用
- ☆誰にでも相談できる体制づくり
- ☆専門家による教育相談の充実
 - ※学校SC、子どもと親の相談員
- ☆家庭・地域、関係機関との連携

早期対応

もしもいじめがあったら...

- ☆いじめ対策委員会を開催し、複数の教師によるチームで適切な対応をします。
- ☆児童の人権を守るとともに、意見を表明する権利を尊重します。
- ☆関係機関との連携を図ります。
- ☆丁寧な指導をします。

相談体制

いつでも どこでも 誰にでも

- ◆取手市立藤代小学校
TEL 0297 (83) 3821
- ◆取手市役所子ども相談課
TEL 0297 (74) 2141 (代表)
- ◆取手市教育総合支援センター
TEL 0297 (63) 4755
- ◆取手市青少年センター
TEL 0297 (72) 8080
- ◆いじめ・体罰解消サポートセンター
TEL 029 (823) 6770
- ◆子どもホットライン (24時間)
TEL 029 (221) 8181

藤代小学校いじめ対策組織

いじめ対策委員会

下部組織：報告窓口<いじめ対策チーム

取手市立藤代小学校 いじめ防止基本方針

令和7年度

1 いじめについて

(1) いじめの定義 ※取手市みんなでいじめをなくすための条例より

いじめとは、子どもと一定の人的関係にある者が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった子どもが心身の苦痛を感じているものをいう。（条例第2条第1項）

なお、いじめの発生場所は、学校の内外を問わない。

(2) いじめへの基本認識

いじめ問題に取り組むに当たっては、「いじめ」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々の教育活動にて「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「適切な対応」に組織的・積極的に取り組むことが重要である。

本校では以下のようないじめの基本的な認識のもと、いじめの防止等に取り組むこととする。

- ① 子供は、「個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱い」を受けてはならない（「こども基本法」第三条第一項）。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめはどの子供にも、どの学級や集団にも起こり得るものであり、全ての児童に関係する問題である。
- ④ いじめは大人には気付きにくいところで行われることが多く、いじめる側といじめられる側が入れ替わることもあり得る。
- ⑤ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑥ いじめの態様は、冷やかしかからかいから犯罪にあたるものまで多様である。
- ⑦ いじめは、教職員の児童観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑧ いじめは、学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

2 いじめ防止等に関する基本理念

児童は、「個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱い」を受けてはならない（「こども基本法」第三条一）。これに対していじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は心身に重大な危険を生じさせる恐れがある。こうした共通認識に立ち、本校では以下の基本理念のもといじめ防止等に取り組むこととする。

「いじめはどの子どもにも、どの学級や集団にも起こり得るものである」ということ、また、児童は「差別的取扱い」を受けてはならず、「いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない」という共通認識のもと、いじめの未然防止、早期発見、早期対応・早期解消のために、本校職員、児童、保護者及び教育委員会をはじめとした関係諸機関の力を集結してその取組を行い、安全で安心な学校づくりを推進する。

3 いじめ防止等の対策の基本となる事項

(1) 組織で取り組むいじめの防止とその対策

学校は、いじめの防止等のため、学校いじめ防止基本方針に基づき、「学校いじめ対策組織」を中核として、校長の強力なリーダーシップの下、協力体制を確立し、市の教育委員会とも適切に連携の上、学校の実情に応じた対策を推進することが必要である、とされている。本校ではこの「いじめ対策組織」を、「いじめ対策委員会」として設置し、校長以下「教育相談部会」の部員及び学校スクールカウンセラー（以下「学校SC」）や専門家を交えて組織し、いじめ防止とその対策に当たることとする。

以下は、いじめ対策組織として取り組む＜事案対処以外＞の活動内容である。

◆学校組織としての取組◆

内容①いじめ防止基本方針等の周知説明及び公開・広報

- ・学校のいじめ防止基本方針や年間活動計画を学校ホームページに全文掲載・公開してその広報を行い、保護者・関係機関との共通理解を図り、協力を求める。
- ・児童には4月の学級活動の時間で、保護者には学級懇談会の機会に、本校の「いじめ防止基本方針」の骨子を説明する取組を計画する。

内容②年間活動計画の作成・マニュアルの作成

- ・生徒指導の「課題未然防止教育(※)」にあたるいじめ防止のための年間計画を見直し、実情に合った取組・活動を示した計画を策定し、実践の主体となる。
→別紙1参照（※「生徒指導提要」第4章より）
- ・「早期発見・事案対処マニュアル」→別紙2参照、「いじめ発見早期対応マニュアルシート」→別紙3参照、「いじめ早期発見のためのチェックリスト（藤代小版）」→別紙4参照、を策定し、いじめ発見時や職員研修などでの活用を推進する。

内容③いじめ防止のための具体的取組の計画

- ・「課題未然防止教育」の一環として、「いじめ防止フォーラム（仮称）」（全校で実施：7月）の実施計画を策定し、実施を推進する。

内容④校内職員研修の企画・実施

- ・いじめに関する教職員の十分な理解と指導力の向上を図るために、いじめの未然防止、早期発見、適切な対処などに関する内容の校内職員研修を、積極的に外部講師や関係機関との連携を図って企画・立案し、実践する。
- ・研修を通して、教員の不適切な言動によって児童を傷付けたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないようにする。

内容⑤いじめ防止基本方針に示した内容の評価・改善（学校評価との関連付け）

- ・いじめ防止基本方針及びその別紙に示した学校としての具体的ないじめ対策に関して、学校評価アンケートを活用して児童・保護者・教職員の評価を集約し、PDCAサイクルの中でそれらを検証し、改善を行う。

(2) いじめを許さない学校づくりのために（未然防止）

いじめは、どの子供にも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童を対象としたいじめの未然防止が重要であり、全ての児童をいじめに向かわせることなく、心の通い合う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。以下は、本校のいじめの未然防止に関する取組である。

◆未然防止の学校としての取組◆

内容①いじめ未然防止のための具体的実践～課題未然防止教育の計画的実施 →別紙1 参照

- ・学校行事として = 1年生を迎える会／いじめ防止フォーラム（仮称）
6年生を送る会／あいさつ運動
- ・児童への説明 = いじめ防止基本方針に関する内容
「ふじっこよい子の10か条」（生徒指導部）
- ・授業として = いじめを出さないための学級のルールづくり（学級活動）
いじめ防止のためのルールの検証・再確認（学級活動）

内容②学年・学級経営の充実

●発達支持的生徒指導の展開

- ・児童一人一人の多様性を認め、互いを尊重し合い、学級の一員としての自己有用感が自覚できるような学級経営を目指す。また、学級のルールを守るといった規範意識を醸成する。
- ・「いじめは決して許されない」という認識を児童にもたせ、様々な活動を通して自他の人権を尊重し合える学級経営を目指す。
- ・ソーシャルスキルトレーニングを実施したり、「学校生活アンケート」を生かしたりして、児童の人間性や実態を十分に把握し、よりよい学級経営に努める。

●授業におけるいじめの防止

- ・「学び合い」を積極的に取り入れ、協働的に学ぶことの意義と効果を実感させるとともに、児童一人一人が成就感や充実感をもてる授業の実践に努める。
- ・道徳科においては、児童の心が揺さぶられる教材に出会わせ、様々な価値に気付かせるとともに、思いやりや正義の遂行などの道徳的实践力を高める。

内容③学校行事や体験的活動等の充実

- ・学校行事を通して望ましい人間関係を形成し、集団への所属感や連帯感を深めるとともに、協力してよりよい学校生活を築こうとする、自主的・実践的な態度を養う。また、児童が他者や社会、自然との直接的な関わりの中で、生命に対する畏敬の念や感動する心、共に生きる心を育てる。さらに、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身に付けさせ、平等で円滑な人間関係を築けるようにする。
- ・すべての教育活動における道徳教育的意義と目的を確認しながら実践し、人権尊重の精神や思いやりの心などを育てる。

内容④主体的な児童会活動の充実

- ・自ら行事等を企画・立案し、実践していく活動を通して、望ましい集団づくりを図る。また、児童が主体的にいじめについて考え、話し合う行事（いじめ防止フォーラム）を児童主体で運営する。

内容⑤仲間づくり、絆づくりを推進する異学年交流やクラブ活動の充実

- ・異学年交流やクラブ活動における異年齢集団活動を通して、自主性や望ましい人間関係を築く力を身に付けさせる。

内容⑥インターネットを通して行われるいじめに対する対策

- ・情報モラル教室等を実施し、インターネットやSNS等情報機器の危険性と適切な使い方について確実に理解させるとともに、保護者の協力を促し、家庭におけるルールづくりを通して、インターネットを介したいじめの未然防止に努める。

(3) いじめに対する認識や気づきへの対応を充実させるために（早期発見）

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、児童の些細な変化に気付く力を高めることが必要である。このため、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの的確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要である。

以下は、本校のいじめの早期発見に関する取組である。

◆早期発見のための学校としての取組◆

内容①教師と児童の日常的な関わりの重視

- 取手市「3つの取組」の【チーム指導】の充実＝ブロック間や学年間でチームを組み、授業やその他の教育活動の場面で、より多くの目と耳で児童の実態や変化を確認・キャッチする。そして、毎週の職員終会にて、配慮を要する児童の情報を全職員で共有するとともに、特別支援教育担当、生徒指導部、教育相談部との連携、情報共有シートや教育相談部会等を通して情報の共有といじめ事案への対応を組織的に、確実に行う。
- 児童の交友関係の変化、体調の変化や表情の変化、欠席状況、遅刻・早退の状況、持ち物の紛失や持ち物の変化、金銭の使い方の変化、保健室への訪問回数等について、日常的に注意深く観察し、情報の収集に努める。→「いじめ早期発見のためのチェックリスト(藤代小版)」参照

内容②学校生活アンケートの計画的実施

- 学校生活アンケートを月に1回実施し、いじめ、またはそのおそれのある事例の掌握に努める。いじめを受けていると回答した児童、またはその目撃情報回答、さらに気になる回答等については、担任等が該当児童の個人面談を行い、情報収集に努める。
→「いじめ発見早期対応マニュアルシート」参照

内容③2学期制の趣旨・目的に沿った効果的運用

- 取手市「3つの取組」の【2学期制】の趣旨・目的とその利点を生かし、教員が児童と触れ合い、余裕をもって関わっていける学校体制のもとで、児童の実態や小さな変化に気付けるようにする。

内容④児童・保護者が誰にでも気軽に相談できる体制の構築

- 内容①との関連で、チーム指導を実施することで児童が担任以外の教職員に悩みを相談できる環境をつくる。また、管理職をはじめ、いじめ防止・対策委員会の構成員を児童・保護者に直接、またはホームページ等で紹介し、多様な相談窓口を伝える。
- 子どもと親の相談員や学校SCの相談日の通知や、役割等について保護者・児童に向けて広報・説明する。
- 学校その他、市教育委員会・市教育総合支援センター・県いじめ・体罰解消サポートセンター・県24時間子供SOSダイヤルなどの相談窓口を紹介し、悩み等の「抱え込み」を防ぐ。

内容⑤専門的相談員による教育相談・観察の充実と連携

- 子どもと親の相談員による観察や児童との面談、学校SCと児童・保護者との面談による情報を速やかに管理職・教育相談主任・生徒指導主事・学級担任・養護教諭らが窓口となって収集し、いじめにつながるおそれのある事例については早期に対応する。

内容⑥家庭及び地域、関係諸機関との連携

- 保護者と日頃から連絡を密に取り、気になる事柄については、教育相談や家庭訪問等を実施し、迅速に対応する。また、学校生活アンケートや教育相談・面談から知り得た情報を保護者と共有することによって、より詳細で正確な情報の収集・確認（アセスメント）に活用する。
- 地域の公的機関や保育所・幼稚園、児童委員・民生委員、自治会長らと確実に連携できる体制を構築し、情報提供を依頼しておく。
- 市教育委員会、市教育総合支援センター、市スクールロイヤー、所轄警察及び市子育て支援課と確実に連携できる体制を構築し、情報提供を依頼する。

(4) いじめを認知した場合、事案対処における適切な対応（早期対応）

いじめがあることが認知された場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、いじめを受けた児童に対して事情を確認した上で適切に援助する等、組織的な対応を行うことが必要である。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じた関係機関等との連携が必要である。

以下は、本校におけるいじめの早期対応への取組である。

◆早期対応のための学校としての取組◆

●いじめ事案発生時の対応組織 →別紙 5－1 参照

①重大事態以外のいじめ事例の場合の対応手順・内容 一組織で対応する一

- いじめ事案に気付いた、あるいはいじめに関する相談を受けた、気になる情報を得た教職員は、その事実関係や起きたことを早期に把握する。その際、本人のいじめられている意識の有無（心身の苦痛の有無）に関わらず、起きている事実を正確に把握する。
→「いじめ発見早期対応マニュアルシート」参照
- 情報を収集した教職員は、把握した事実を「いじめ防止・対策委員会」の「報告窓口」である教頭または生徒指導主事あるいは教務主任に報告する。
- 「報告窓口」の集約担当である教頭は、収集した情報を校長に伝達し、いじめ認知、初期対応の方針等の指示を受け、組織的に対応に当たる。緊急時の場合は、一時的にこれらを教頭が判断し指示する。教務主任が全てを記録する。
- いじめと認知した場合、校長は「いじめ対策チーム（教育相談部＋関係教員）」を臨時招集し、今後の取組内容について協議する。→「早期発見・事案対処マニュアル」参照
 - 事実の再確認と整理・分析（アセスメント）
 - アセスメントに必要な調査の有無・方法について
 - いじめを受けた児童の援助・心のケアについて
 - いじめを行った児童への指導について
 - 加害・被害両保護者への報告・相談・連携について
 - 学級・学年の他の児童への援助・心のケアについて
 - PTA会長等との連携について（保護者会等の相談）
 - 学校SC、専門家（SCスパーバザー等）、関係機関（市教育委員会・いじめ対策推進室等）との連携について
- 問題のアセスメントのための面談・教育相談・アンケート調査等に関して、学校は被害者・加害者といった二者関係だけ、また、いじめに直接関する言動等の事実だけでなく、背景にある事情や個々の児童の思いなどを丁寧に聞き取り、構造的に問題を捉えること。また、これらを組織的・チームで取り組むこと。
- いじめを受けた児童の安全・安心の回復と人権の確保を最優先とし、保護者への報告と相談の上に適切な支援・援助を行う。場合によっては、緊急的に学校SC等の専門家の派遣を市当局に要請する（保護者への援助も同様）。
- いじめを行った児童に対しては、「いじめは絶対に許さない」という姿勢で臨み、早急にいじめを止めさせる。いじめが止まったあとは、いじめに至った経緯を丁寧に聞き取るとともに、その心理的な側面に対して保護者の協力を得ながら指導・援助を行う。その際、必要に応じて学校SCや専門家等と連携する。
- 事実関係を正確に当該の保護者に伝え、学校での指導、家庭での対応の仕方について、ともに連携し合っていくことを伝え、協力体制をつくる。
- いじめが起きた学級や同学年の他の児童の心のケアに努める。必要に応じて個別の教育相談や全体への指導・援助を行う。その際は、学校SCや子どもと親の相談員、専門家等との連携を図る。
- 事実確認や謝罪等に関して該当児童・保護者、または、学級全体等の保護者説明会等が必要となった場合は、市教育委員会等の関係機関からの指示を仰ぎながら、PTA会長・本部とも連携をとってこれを進める。
- いじめの各事案対処については、いじめの解消（1(3)）が確認できるまで、隔週開催する「教育相談部会」でモニタリングの共有と対処プラン（支援・援助内容の点検、新たな対応の有無など）について協議・検討する。この「教育相談部会」には、可能な限り専門家（SCスパーバザー）と学校連携支援員、学校SCの参加を求める。

②重大事態と判断されるいじめへの対応 ―組織で対応する― →別紙５－２参照

いじめ防止対策推進法第２８条に基づき、いじめにより、生命、心身及び財産に重大な被害が生じた疑いがある場合や、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合、さらには児童や保護者から重大事態との申し立てがあった場合は、次の対応を行う。

ア 重大事態が発生した旨を、市教育委員会に速やかに報告する。教育委員会と相談の上、必要に応じて所轄警察への相談・通報を行う。

イ 市教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織「重大事態対応緊急いじめ対策チーム（いじめ対策チーム＋学校ＳＣ・専門家・学校連絡支援員、その他必要な人材や組織を加える）」を設置する。本チームの設置期間は、市「いじめ対策推進室」の指示による。

ウ 上記組織を中心として、事実関係をより明確にするための調査（「いじめの重大事態調査」）を行う。調査の主体は市教育委員会が決定する。学校が調査の主体となった場合は、「重大事態対応緊急いじめ対策チーム」がその母体となる。

エ 調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適時・適切な方法で提供する。

オ いじめを行った児童・保護者に対してはいじめ解消のための指導に加え、必要に応じ他の子供の教育を受ける権利を保障する観点から出席停止や、犯罪行為にあたる場合は所轄警察等との連携協力など毅然とした対応を行う。

カ いじめを受けた児童、いじめを行った児童、その周辺にいる児童や教職員の心のケアに配慮する。その際、県スクールカウンセラー緊急派遣等、必要に応じて市教育委員会と相談し活用する。

キ 以下、具体的な指導・援助については、「①重大事態以外のいじめ事例の場合の対応手順・内容」で示した内容に準じてこれを行う。

(5) いじめが「解消している」状態の認識

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の２つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じて、他の事情に勘案して判断する。

① いじめに係る行為が相当の期間止んでいること

被害児童に対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間（３か月を目安とする）継続していること。

② 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対して、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

(6) その他の事項

(1) 取組の振り返りについて

①学校評価における留意事項

いじめ防止や適切な対応の充実を図るため、次の項目を学校評価アンケートに加え、適正に自校の取組を評価する。それを次年度の取組に生かす。その際、「全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、（中略）意見を表明する機会」を尊重する（「こども基本法」第三条第三項）ことを重視し、いじめ対策についても、児童の意見を広く求め、その声を真摯に受け止めるようにする。

（児童向け調査＝Ｓ、保護者向け調査＝Ｐ、教職員向け＝Ｔ）

・学校いじめ防止基本方針の内容の適正さについて（Ｐ・Ｔ）

・いじめの未然防止・早期発見・適切な対応に関する取組について（Ｓ・Ｐ・Ｔ）

・「課題未然防止教育」に係る取組について（Ｓ・Ｔ）

②PDCAサイクルでの見直し・修正

いじめ防止・対策委員会は、学校いじめ防止基本方針の内容やいじめ防止に向けての取組、各部会や関係機関との連携等について、毎年見直し・修正・改訂を行う。

令和7年度 取手市立藤代小学校 いじめ防止等に係る取組:年間活動計画

月	主な学校行事 PTA活動	学校としての取組			児童主体の活動 委員会活動
		児童・保護者への指導・説明／職員研修	学校生活アンケート	教育相談・生徒指導部会	
4	・新任教員、1学期始業式 ・入学式 ・1年生を迎える会 ・家庭確認 ・PTA総会 ・授業参観 ・懇談会	・学校いじめ防止基本方針の説明 →保護者・児童へ ・「ふじっこよい子の10か条」確認(児童)	○毎月4、5月実施 ・担任確認 ↓ ・気になる児童と面談 ↓ ・学年で確認 ↓ ・生徒指導主事が確認 ↓ ・教育相談主任が確認 ↓ ・教務主任が確認 ↓ ・教頭が確認 ↓ ・校長が確認	○教育相談部会 ※隔週開催 ・教育相談に係る研修 ・事業対処 ・SC、専門家等との連携 ○いじめ対策委員会 ※原則月1回開催 ・基本方針の公開 ・年間活動計画作成 ・マニュアル作成 ・いじめ防止の取組 ・職員研修計画・実施 ・認知したいじめ事案の共有	・1年生を迎える会 ・いじめ防止のためのルールづくり ・あいさつ運動 ・あいさつ運動 ・いじめ防止フォーラム ・あいさつ運動
5	・児童集会	・職員研修(今年度の具体的取組)			
6					
7	・いじめ防止フォーラム ・保護者面談 ・全校集会	・夏休みの過ごし方指導 ・学校評価アンケート(児童・保護者)			
8		・職員研修(未然防止・早期発見)			
9	・全校集会				・あいさつ運動
10	・授業参観 ・2学期始業式 ・芸術鑑賞会 ・運動会		※気になる記述や面談結果の場合 ↓ ・再面談(担任・学年) ↓ ・生徒指導主事が確認 ↓ ・教育相談主任が確認 ↓ ・教務主任が確認 ↓ ・教頭が確認 ↓ ・校長が確認 ↓ ★組織対応	○生徒指導部会 ※原則週1回開催 ・学年状況共有 ・課題対策検討	・あいさつ運動 ・あいさつ運動 ・委員会による集会活動
11	・ふじっこふれあい遊び ・異学年交流			○緊急いじめ対策チーム ※重大事態発生時開催 ・調査(事実集約) ・支援・指導の方針 ・保護者への説明 ・情報窓口の一本化 ・他の児童の支援 ・保護者説明会 ・全教職員の共通理解 ・専門家、関係機関との連携	・あいさつ運動 ・いじめ防止のためのルール再確認 ・あいさつ運動
12	・異学年交流 ・保護者面談 ・全校集会	・冬休みの過ごし方指導 ・学校評価アンケート(児童・保護者)			・あいさつ運動
1	・児童集会	・職員研修(次年度への志向)			・いじめ防止のためのルール再確認 ・あいさつ運動
2	・授業参観				・あいさつ運動
3	・異学年交流 ・6年生を送る会 ・卒業証書授与式 ・修了式	・春休みの過ごし方指導			・あいさつ運動

【いじめ事案の発見・報告】

〔発見・発覚〕

- ◇いじめを受けた児童から ◇他の児童から ◇保護者から ◇学校ＳＣから
- ◇関係機関や地域住民から ◇学級担任 ◇担任以外の教職員から ◇その他

〔報告〕 発見者 → 学級担任 → 【報告窓口】 → 校長

【いじめ対策チーム】

【いじめの事実確認のための調査・対処プランの策定】

- ◇「いじめ発見早期対応マニュアルシート」の活用
 - ① 詳細調査 ② 初期対応の協議
- ◇「重大事態」の認知・報告（校長）

【いじめ対策委員会】

【プランに基づく対処 ⇄ 学級担任によるモニタリング】

◆教育相談部会をその母体とする◆

- ◇いじめを受けた子供のケアと援助 ◇いじめを行った子供への適切な指導
- ◇保護者への報告・相談・連携 ◇学級・学年の他の児童への援助
- ◇ＰＴＡ会長・役員との連携 ◇学校ＳＣ、専門家や関係機関との連携

いじめを受けた児童・保護者	いじめを行った児童・保護者	その他の児童・保護者
◇児童の安全・安心の回復と人権の確保を最優先とし、心のケアを中心とした適切な支援・援助を行う。場合によっては、早急に緊急時学校ＳＣ等の専門家の派遣を市当局に要請する（保護者への援助も同様）。	◇「いじめは絶対に許さない」という姿勢で臨み、早急にいじめを止めさせる。その後は、いじめに至った経緯を丁寧に聴取するとともに、心理的な側面に対して指導を行う。その際、必要に応じて学校ＳＣや専門家等との連携を図る。	◇いじめが起きた学級や同学年の他の児童の心のケアに努める。必要に応じて個別の教育相談や全体への指導・援助を行う。その際は、学校ＳＣや子どもと親の相談員、専門家等との連携を図る。
◇家庭訪問等により、迅速かつ正確に事実を報告・説明する。 ◇学校での指導、家庭での対応の仕方について、共に連携し合っていくことを伝え、協力体制をつくる。	◇迅速に事実を報告・説明するとともに、家庭での指導を要請する。 ◇以後の対応を適切に行えるよう協力を求めるとともに、学校ＳＣや専門家からの支援要望に応じる。	◇必要に応じて学校からの説明を行う。また、児童の心の安定を図るために、要望に応じて学校ＳＣや専門家からの支援に応じる。

いじめの解消】 ①いじめに係る行為が相当の期間（目安３ヶ月）止んでいること
②被害児童が心身の苦痛を感じていないこと（児童、保護者面談）

記載者

◆原則、学級担任（特支含む）

1) いじめの発見（○を付ける）

A いじめられた本人から		B 友人等から		C 保護者・関係者から	
	直接の訴え		担任への訴え		教職員への直訴
	他の教職員への訴え		他の教職員への訴え		連絡帳等の文書
	学校生活アンケート		学校生活アンケート		学校への電話連絡
	その他		その他		市教委などを経由して
D 目撃				その他	
	学級担任				
	他の教職員・補助員等				

2) いじめを受けた児童名

年 組	氏 名
男 女	読み仮名

3) いじめの報告をした者
（上記 B・C・D）

続 柄	

4) いじめの主な内容

いつ・誰が／
どんなことを・どこで／
どうして／

上記の聞き取り等が完了した時点で…

学級担任 → 教頭 へ報告（緊急時は教務主任または校長）
 教頭（教務主任）→ 校長 に報告：初期対応の指示
 → いじめ事案の場合は「いじめ対策チーム」招集（校長または教頭）

5) 初期対応

A 詳細調査

<u>調査すべき内容・方法</u>
<u>調査する教員</u>
<u>調査する日時・場所</u>
<u>調査報告の日時</u>

まずは【いじめを止める】～ 全職員で

「重大事態」に相当する場合 → 校長から市教委へ連絡

「重大事態」意外の場合 → いじめ対策チームで対応プランを決定する（以下）

B いじめられた児童への配慮・対応事項（身体面・心理面・友人関係・学級生活等）

C いじめられた児童の保護者への連絡

<u>いつ・誰が・どのように</u>
<u>伝える主な内容</u>

D いじめた児童及びその保護者への対応

<児 童>	<その保護者>
①いじめの事実確認 ②その他の関係児童や他の場面でのいじめ行為の確認 ③人権侵害であることの指導 ④謝罪する気持ちの醸造 ⑤行為の背景にある事情の確認	①いじめの事実の報告・説明 ②児童への支援、学校との協力要請 ③学校の対応の説明 ④行為の背景の確認、最近の児童の変化など

E その他

- ①当該児童が在籍する学級への指導・支援
- ②学校スクールカウンセラーや子どもと親の相談員、専門家との連携
- ③学級担任によるモニタリングと教育相談部会における対応協議

いじめ早期発見のためのチェックリスト ☆ 藤代小版

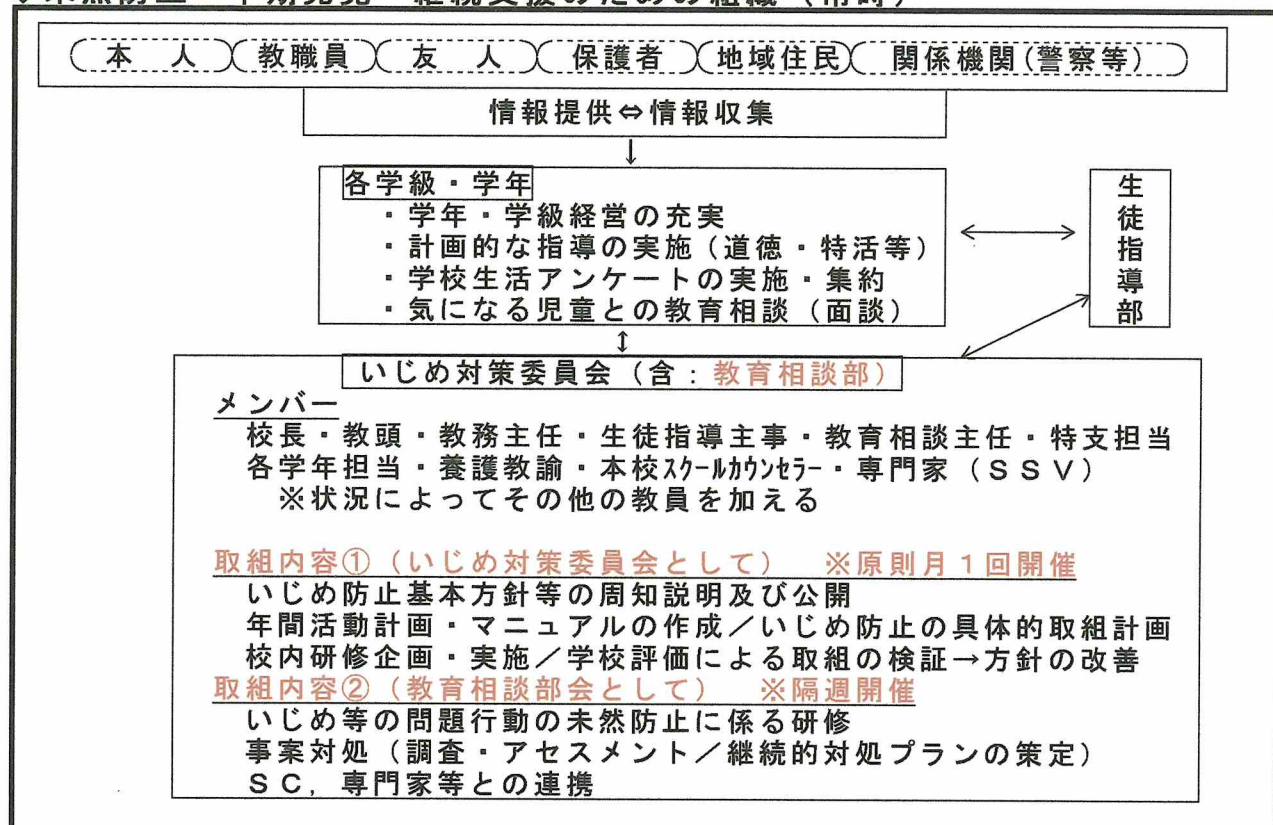
～先生方へ～

このシートは、各先生方が、いじめの兆候に早く気づけるように学級集団をチェックするリストです。気にかかる項目にあてはまる児童が学級にいた場合には、名前を書き入れ、その児童の様子を慎重に観察してください。 <茨城県教育委員会版に項目付加>

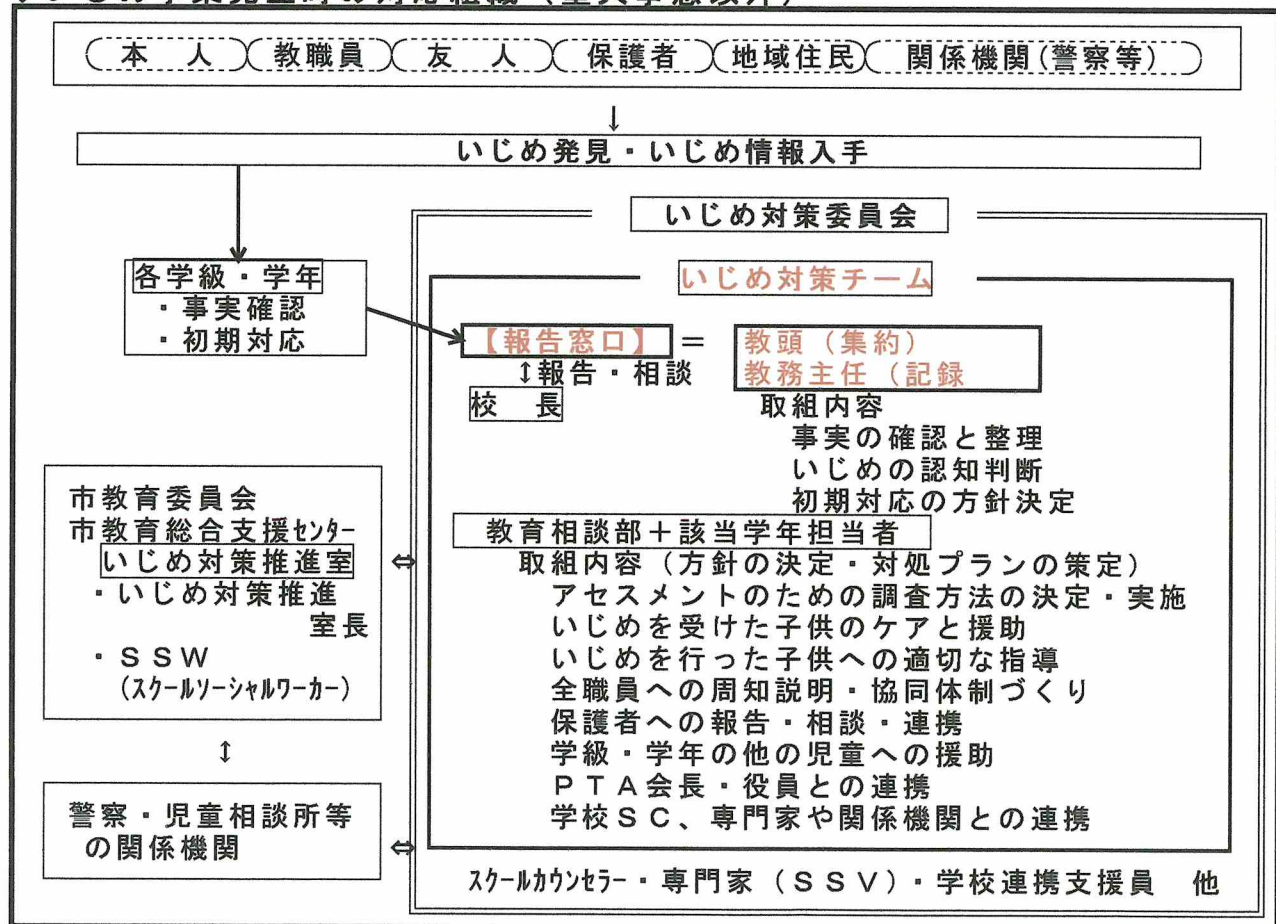
場面	観察の視点	あてはまる児童がいる	
		チェック	名前
始業前	・遅刻、欠席、早退が多くなってきた。		
	・登校してから、身体の不調を訴えることが増えた。		
	・あいさつをしなくなった。		
	・季節にあった服装をしてこない（ケガや傷を隠そうとして いるなどを想定）。		
朝の会	・健康観察の際、答えの声が小さい。		
授業中	・学習意欲が低下したり、忘れ物が増えたりした。		
	・グループ学習の時に、机を離されたり、避けられたりする (持ち物も触らない)。		
	・発言に対し、他より冷やかしかからかいが多い。		
	・保健室やトイレによく行く。		
休み時間 昼休み	・1人で過ごすことが多い（教室や図書室など）。		
	・職員室や保健室に用もなく、意図的に用事をつくって、よく 来るようになる。		
	・他の学級担任の先生や児童との関わりが多くなった。		
	・遊びの中で、いつも同じ役をしている（させられている）。身体接触が他より多い。		
給食	・給食の意図的な配り忘れや不平等な配膳をされる。		
	・配膳するといやがられる。他が配膳したがらない。		
	・同じグループの他から机を離されている。		
	・極端に他との会話が少ない。		
	・片付けで大変な役割をいつもしている。		
清掃	・1人みんなと離れて掃除をやっている。		
	・みんなが嫌がる分担を行っている。		
	・机やいすが運ばれない（最後に残る）。		
帰りの会 下校時	・荷物の準備を同じ人に頼まれている。		
	・帰りのあいさつの後、素早く教室を出る（最後まで残っている）。		
	・いつも一人で下校班に向かう。		
	・下校時、誰かの荷物を持たされている。		
	・下校時、いつも黙って一人で歩く。		
その他	・席替えやグループ決めの時、いつも取り残される。		
	・作品が傷つけられる、落書きされる。		

いじめ防止・対応のための組織と役割

◆未然防止・早期発見・継続支援のための組織（常時）



◆いじめ事案発生時の対応組織（重大事態以外）



◆いじめ事案重大事態発生時の対応組織（学校主体の調査の場合）

